

# 公益財団法人ソーシャルサービス協会

## 第 40 回理事会 議事録

- 1. 開催日時 2021 年(令和 3 年)12 月 10 日 (金) 午後 1 時から午後 3 時 45 分
- 1. 場 所 全日自労会館 6 階会議室
- 1. 理事総数 7 名
- 1. 出席理事 7 名 神田豊和 涌井俊夫 柴田和啓 角田季代子 入月孝広 池田寛 野崎佳代子
- 1. 欠席理事 なし
- 1. 出席監事 伊藤東一 小太刀美津枝
- 1. 欠席監事 なし
- 1. 議事録作成者 涌井俊夫

### 1. 議事の経過の要領とその結果

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により代表理事・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事・涌井俊夫を全員一致で承認した。

### 第 1 号議案 第 39 回理事会以降近々の報告の件

涌井俊夫常務理事が、第 39 回理事会の議事録について報告した。

第 39 回理事会においては、第一四半期の経営結果と監査報告について審議したことが報告された。

つづいて涌井常務理事より新型コロナウイルス関連の各事業所の対応について報告された。特に京都事業所にて職員 1 名の陽性者が発生したこと、当該発生に関して濃厚接触者はなく、業務停止の必要もない旨の京都市の行政判断があり、本人もその後の陰性判定に基づき業務復帰していることが報告された。

つづいて涌井常務理事より各事業所の状況について、今期はコロナ禍の影響により全国所長会議の集合開催が出来ず、各所長との個別オンライン会議を開催中であること、議題は①今期上半期の事業運営と②下半期課題、③財団の一体化促進への課題等につき意見交流を行ったこと、今回の所長会議には評議員、理事の参加があったことが報告された。

つづいて涌井常務理事より役員の職務執行状況、現在の本部資金繰り状況について、年度内に予定を検討している第二次内部監査について、財団中期プロジェクト会議の到達状況について、直近に発生した全日自労会館 1 階テナント店舗での天井水道管破断についての対応経過が報告された。

以上の報告に対して、特に中期プロジェクト会議の報告に対して以下の意見が出されました。野崎理事からは「一元化の到達認識に温度差がある、どのレベルで実現するのか内容を明確にする必要がある」入月理事からは「会計ソフトは統一化されているか、給与ソフトの統一化は、早期に統一する検討が必要」との意見が出され、神田理事長より「会計ソフトの統一はされている」旨報告された。

つづいて涌井常務より経過報告に諮る協議事項はない旨報告された。

## 第2号議案 2021年度上半期の結果と監査報告の件

涌井常務理事より上半期の結果報告がされた。

今期上半期の経営結果は、1,517万円の黒字で、前年対比で740万円の前進。

3事業所にて黒字を達成し、前年との対比でみると、ITセンターでは前年上期623万円の赤字が765万円の黒字に大きく改善。職業訓練では就職が困難で64万円の赤字でしたが、HP管理で829万円の黒字を確保。ワークセンターでも375万円の黒字と奮闘。介護事業分野では、京都では145万円(前年対比で606万円の後退)の黒字、都城では12万円の赤字(127万円の後退)、仙台では40万円の赤字(288万円の後退)。介護事業全体では92万円の黒字で黒字額が減少し、前年対比で1,022万円の後退。上期、後退幅が大きかったのは、①コロナ禍の影響と退職による職員体制の縮小で受け入れ利用者の減少があったこと、②職員の退職に伴う人件費の増加、③介護報酬の改定対応の遅れ等が影響した。旨の報告がされた。

### ◆監事による監査報告

つづいて伊藤東一監事より、監査報告について報告がされた。監査結果と監査意見は次のとおりである。

#### 監査結果

会計種類等は、監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認した。また、今期の役員業務執行状況についても適正に執行されていることを確認した。

#### 監査意見

1. 21年度上半期の経営結果は、15,174,261円の黒字となりコロナ禍でも順調に推移した。しかし、事業所毎でバラツキがあり、幾つかの事業所で赤字体質から抜け出せないところもある。これらの事業所に対しては特段の指導を徹底されたい。
2. 一部事業所の会計入力において、本支店勘定残に見られるように、いぜんとして発生伝票の入力漏れがある。適正に処理するよう指導されたい。
3. ワークセンターの勘定科目のうち「清掃外注加工費」については実態に即して、適正な名称を使用するよう改善されたい。
4. 前回指摘した残高証明書類の提出期限については改善されました。しかし、経理のデータ入力期日に一部遅れが発生しています。早急に期日を守るよう徹底してください。
5. 本部業務は適正に執行されているが、事業所の拡大、寄付行為等の財団の今後の発展に必要な業務に必要な力を発揮してください。

報告後、伊藤監事より監査意見の補足として、事業所の拡大等は理事会課題として受け止めていただきたいこと、実務の遅滞は本部の責任として徹底する必要がある旨補足された。また、池田理事よりコロナ禍での黒字は評価できる、事業所の赤字に関しては、本部の援助という視点ではなく、どう立て直すのかという計画作りが重要で本部の指導も必要と発言。

以上

審議の結果、議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

## 第3号議案 2022年度予算作成にあたっての件

涌井常務理事から2022年度予算作成にあたってについて提案された。提案内容は以下の通りである。

<目次>

1. 私たちを取り巻く情勢
2. 私たちの視点
3. 2021年度の結果をどうみるか

4. 2022 年度の予算について

5. 今一度、私たちの「強み」・「弱み」・「脅威」・「機会（チャンス）」の分析をしてみよう。

6. 予算の作り方

## 1. 私たちを取り巻く情勢

2020 年 8 月政権を投げ出した安倍内閣を 9 月に継承した菅内閣は、安倍内閣同様にコロナ禍の中、国民の困難に背を向けた政治姿勢が国民の支持を失い、2021 年 10 月政権の座を投げ出しました。菅内閣後に誕生した岸田内閣は、安倍・菅政治に対する国民の批判、不満を取り込む姿勢を見せて登場したものの所信表明で見せたその政治姿勢は安倍・菅政治そのものです。岸田内閣は何よりも憲法改定、特に憲法 9 条改憲への意欲を示しています。一方で、この 2 年間のコロナ禍で明らかになった社会保障の制度の脆弱性や国民生活の格差と貧困が増大した状況の中で、「新しい資本主義、新自由主義からの転換」を言いながら、感染拡大に備えた病床確保が求められている時に、急性期病床を中心に 20 万床の削減を打ち出しています。

また、富裕層優遇の金融所得課税の見直しにも背き国民の困難と貧困は解消されません。新型コロナウイルス COVID-19 の感染拡大は今年も拡大、継続し 2021 年 12 月 1 日現在、国内での感染者は 172 万人(昨年同期の 10 倍)、死亡者は 18 千人(昨年同期の 7.7 倍)、世界での感染者は 2 億 6,220 万人、死者は 520 万人超と留まるところを知らず増加の一途という状況です。さらに 11 月に新たな変異ウイルス・オミクロン株の感染が世界中で拡大しつつあり、日本での「第六波」への危機感が広がっています。

このような政治状況はコロナ禍での国民生活に深刻な影響を与えています。今年の夏は新規感染者が急激に増大するとともに病床の逼迫状況が厳しく、病床の不足分を突然在宅療養に転換し、医療機能の伴わない在宅死を余儀なくされた人も発生しました。また、コロナ陽性患者の治療優先対応で一般疾患の患者さんの治療や手術が後回しにされる事例も発生しました。本年厚生省より発表された 2020 年度の医療機関の経営状況は一般病院の 1 施設当たりの損益率は▲6.9%と赤字で前年比 3.8%悪化しています。命と健康の砦が土台から切り崩されようとしています。

コロナ禍の医療逼迫は、在宅療養を余儀なくされる人が増加することで、在宅介護サービスを必要とする人が増加しました。厚労省は、在宅療養中の要介護の感染者へのサービスの継続を求める通知を出すも、ヘルパーに対して PCR 検査も、感染対策も十分なされずケアを強いるものでした。在宅の一人暮らしの高齢者や老々介護の世帯、認知症のある高齢者の世帯では、サービスの中止や外出自粛で状態の悪化や認知症の進行、身体機能の衰えも生じています。施設介護の状態もきびしく、クラスターの発生や、陽性者の発生があっても、入院できず自宅での療養をよぎなくされ、医療機能の低い状態で死亡「在宅死」(21 年 8 月、全国で 250 人死亡)に至る例も多く発生しています。

格差と貧困が進行する日本社会の中で新型コロナの感染拡大は雇用状況を急速に悪化させています。総務省の「労働力調査によるとコロナ禍で飲食店などの休業や営業時間短縮の影響で休業者の増大がみられます。特に「雇用の調整弁」として影響を強く受けたのは非正規雇用の労働者です。さらに野村総研の調査によれば女性の失業者数は 103 万人を超えともいわれています。

コロナ禍による外出自粛や学校・保育施設の閉鎖の影響で、女性の家事労働やストレスが増大したり家庭内での女性に対する暴力も増大しています。こうした女性の生活困難を背景に女性の自殺が前年比 4 割増と急増しています。

このような、国民生活をめぐる状況は、当財団の事業活動にも大きな影響を与え、IT センターの職業訓練の休校、ワークセンタでのホテル清掃事業の閉鎖により再開のメドがたたず、介護事業での感染を心配しての職員の

退職者やサービス利用者の減少などの発生や感染対策予防での多大な支出も続いています。事業所の現場では、集団で知恵を出し合ったり、欠員に対する募集を強めたり、地域で他団体との連携をすすめるなど事業継続への努力をしています。

## 2. 私たちの視点として

私たちは、先輩たちが掲げた“失業と貧乏と戦争に反対する”ことを引き継いで、これからも高齢者や若者もふくめた年代層が元気に働ける社会づくりをめざしていくことが重要です。介護・清掃・生活困窮者自立支援・ITのそれぞれの分野に私たちの視点として大切なことがあります。

私たちには、

- ・高齢者が元気なあいだは、無理のない時間帯で、いつまでも働きつづけられること
  - ・地域の住民の暮らしを支える視点を持って事業をすすめていること
  - ・生活困窮者への自立のための就労訓練の支援をしていること
  - ・仕事のための技術を教えて就職支援をしていること
  - ・憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という人権に根差した理念を持っていること
  - ・現場から声を上げ、告発し、世論を動かす力も私たちの強み。このことにも確信をもってとりくんでいくこと
  - ・働く人たちを大切にし、働きやすい労働条件の整備、働きがいがあると思える職場、いきいきとした職場づくりに努めていること
- など、他にない強みがあることに確信を持っていきましょう。

### 1) 介護では

- ・介護が必要な人たちが十分な介護が受けられるよう最大限努力すること
- ・地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にもとづき、地域の特性に応じてつくりあげられており、連携を密にして、独自の役割を発揮すること
- ・自立支援・介護予防に向けたとりくみの推進や、地域の実情にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進、給付や負担のあり方等が検討されていることへの積極的とりくみをおこなうこと
- ・地域で不足しているサービスは何かを把握し、その実現のための検討し、挑戦をしていくこと
- ・訪問介護事業所は、近隣の病院・診療所などの医療機関との在宅医療と一体ですすめること。また、近隣の居宅支援事業所と連携して訪問介護を提供すること。そのことによって「アウトカム」＝リハビリ効果を出していく。
- ・地域で単独ではなく、連絡会議などへの参加で信頼と関係づくりを深めていくこと

### 2) 清掃では

- ・いつまでも元気で働き続けたい高齢者が働ける職場であること
- ・高齢者雇用を積極的に促進している公益としての存在感を押し出すこと
- ・自治体からの委託契約を確保すること。その際、公益財団法人の優位性を生かして随意契約および優先発注による仕事の確保すること。

- ・民間からの受注も推進していくこと
- ・まちの美観を自治体、地域の人々と共同して守っていくこと
- ・高齢者ならではの視点で公園を、河川を、緑地帯等を清掃する

### 3) 生活困窮者自立支援では

- ・「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある」生活困窮者に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行うこと。可能なところは「生活困窮者自立支援事業所認定」を取得していく
- ・本人の自己選択、自己決定を基本にしつつ、必要な支援を受けながら、経済的自立だけではないその人なりの自立をめざして、自己肯定感や自尊感情を失っていることも多くあることから、その尊厳の確保も重要になること
- ・「生活困窮者支援を通じた地域づくり」をすすめること。生活困窮者の就労に導く支援を実施するために、地域で働く場や参加する場を創出することは、同時に、地域産業の担い手不足の解消や、コミュニティの維持、振興などの課題解決に貢献できる可能性を持つ
- ・「支援する側・支援される側」という関係を固定的なものにとせず、誰もが地域社会の一員として積極的な役割を果たしていくという視点が重要であること
- ・自治体との連携を緊密にしていくこと

### 4) 職業訓練では

- ・PC職業訓練で技術を身につけ就職支援を行うこと
- ・ハローワークと緊密な連絡をとり良好な関係をつくること
- ・PC教室の講師を育てること
- ・MOS2019の資格の取得援助をおこない、再就職への道を切り開く援助をすること
- ・PC職業訓練の卒業者の再就職先を親身になって探すこと
- ・自治体への競争入札への積極的な参加をしていく

### 5) 私たちには他にない強みがあること

- ・高齢者が元気なあいだは、無理のない時間帯で、いつまでも働きつづけられること
- ・地域の住民の暮らしを支える視点を持って事業をすすめていること
- ・生活困窮者への自立のための就労訓練の支援をしていること
- ・仕事のための技術を教えて就職支援をしていること
- ・憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」という人権に根差した理念を持っていること
- ・現場から声を上げ、告発し、世論を動かす力も私たちの強みです。このことにも確信をもって取組んていくこと
- ・働く人たちを大切に、働きやすい労働条件の整備、働きがいがあると思える職場、いきいきとした職場づくりに努めていること

### 3. 2021 年度の上半期の結果をどうみるか

介護の目標、清掃の目標、自立支援の目標、職業訓練の目標など全事業所で数量化してとりくみましょう。

- ・必要利益はいくらか？（法人全体では）  
給与アップ300万円（常勤29人、非常勤96人 計125人）  
新型コロナウイルス感染予防経費80万円  
設備投資資金720万円（ITセンターのPC入れ替え）  
将来の投資への蓄積100万円  
計1,200万円
- ・収入を1%伸ばそう！（2021年上半期の成績を年間平均化して）
- ・支出を1%削減しよう。

今期上半期の経営結果は、1,517万円の黒字です。前年対比で740万円の前進です。

3事業所にて黒字を達成しました。前年との対比でみると、ITセンターでは前年上期623万円の赤字が765万円の黒字に大きく改善。職業訓練では就職が困難で64万円の赤字でしたが、HP管理で829万円の黒字を確保しました。ワークセンターでも375万円の黒字と奮闘しました。介護事業分野では、京都では145万円（前年対比で606万円の後退）、都城では12万円（127万円の後退）の赤字です。仙台では40万円の赤字（288万円の後退）となりました。

介護事業全体では92万円の黒字で黒字額が減少しました。前年対比で1,022万円の後退です。上期、後退幅が大きかったのは、①コロナ禍の影響と退職による職員体制の縮小で受け入れ利用者の減少があったこと、②職員の退職に伴う人件費（退職金）の増加、③介護報酬の改定対応の遅れ等が影響しました。コロナ禍が事業に与える影響は、今年度の下半期についても継続することは想定されます。事業所を取り巻くあらゆるつながりを活かして、サービス利用者を確保することを前面にした事業活動で収益の確保を進めましょう。

### 4. 2022 年度の予算について

- ・地域社会が何を求めているかを把握し、その中で自分たちのできることを使命としてとりくもう。

新型コロナウイルス感染症が猛威をふるうなか社会的底辺を支える労働者「エッセンシャルワーカー」が注目されました。私たちの財団の職種には、介護事業、清掃事業、生活困窮者自立支援事業、職業訓練事業があり、まさに社会基盤を支える仕事です。そのことに誇りと確信をもつことがたいせつです。すべての事業所で、全職員参加の「強み」「弱み」「チャンス」「脅威」を分析して、自分たちのミッション探しをしようではありませんか。自分たちの「SWOT」を『協会だより』に掲載しよう。

- ・介護・清掃・自立支援のそれぞれの分野を強化して収入増をはかろう。

介護は、相次ぐ制度改悪で経営面での困難がたえずついて来ます。2025年に団塊の世代が75歳を迎える時に利用者がピークになります。ケアプラン（ケアマネジメント）の有料化、要介護1、2の生活援助サービスの保険給付外し（総合事業への移行）、利用料負担の原則2割化や、さらに利用制限のために3割負担が検討されています。「保険あって介護なし」の状況が推し進められています。利用者に頼りにされる存在感ある事業所として、利用者とともに改善を要求していき、これから増える需要に応じて、供給体制を整備していきましょう。いまは、全力で踏ん張って経営を維持していくときです。

——介護事業所の増加、ケアマネジャー、ヘルパーの増員を図ります。

介護事業所はどこでも人材確保に苦労しています。大手企業が介護事業所を立ち上げていますが、利益の上がない地域では即座に引き上げています。私たちは、その地域で働く場を求めている人の募集をハローワークに出し、ポスター、チラシなどですすめていきます。ケアマネジャーやヘルパーの増員には、待遇改善にもとりくみながら、増員にとりくんでいきます。

——清掃事業所を増やしていき、働く人の雇い入れを図ります。

公益財団法人としての社会的存在感をしめしている京都のワークセンターでは、その仕事の評価が高く、鴨川清掃事業の入札は前年通り確保してきています。いつまでも元気で働きたい高齢者が働ける職場であること、高齢者雇用を積極的に促進している公益としての存在感を押し出していきます。

——自立支援は、ホームレスが全国で3,824人（2021年1月現在・厚労省調査。前年比▲168人）、男性3,510人、女性197人、不明117人、地域別では大阪990人（前年比▲48人）、東京862人（前年比▲27人）という状況ですが、ニート、非正規職員で年収の低い若者の増など数百万人といわれています。生活保護の予備群がいることを注視すると、むしろ増えていくことが予測されます。生活困窮者自立支援法は、今後増えることが危惧される生活保護者への対策として打ち出されています。大切な視点として、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」をすすめること、その人なりの自立をめざして、自己肯定感や自尊感情を失っていることも多くあることから、その尊厳の確保も重要だと考えて進めていきます。

#### ・民間の仕事確保に向けたとりくみ

- ① 民間の仕事確保では、事業所の実績の広報（さまざまな方法：〇〇は私たちがとりくんでいますなど）による知名度アップで、地域に「公益財団法人ソーシャルサービスがある」ことを知らせていこう。
- ② ワークセンターでは、民間から毎年、駐車場の草刈・清掃を継続して依頼されており、ゴミ屋敷・家財処分の仕事の拡大をしています。

#### ・「まず黒字」の確実なルールを作っていきます。そのための事業所分析をすすめよう

2020年度は念願の「黒字を達成しました」。2021年度も「続いて黒字」を達成し、2022年度は「安定して黒字を」、それから「もっと黒字」、「ずっと黒字」へと発展していくために、事業が継続しているために必要な経常利益を確保しよう。

そのために必要なことが自分たちの事業所を分析し、事業所の長所（強み）短所（弱み）を知ることです。昨年と比べて今期の損益はどうなりましたか。今期の上期は財団全体として大きな収益増（前年比で）となりました。事業所単位で見たときに収益増、収益減、費用増、費用減があると思いますが、その結果に至る要因を把握することが大切で、黒字を達成する手掛かりとなります。

なぜ「月次報告」（会計処理上は月次決算です）をするのか。ある事業所の担当者から「月次報告がなぜ必要なの？」という問い合わせがありました。

月次報告＝月次決算は、現事業所の経営状態を早期に把握するためにあります。四半期ごとではなく、毎月の月次決算をおこなうことによって、「気づかないうちにコストを使いすぎていた」「思っていた以上に収益が追いついていない」などが気づき、1年間の売上目標や目標の達成に向けた効果的な手立てがうてるようになります。四半期や年度末ごとの決算の目的は、「1年間の業績の明確化と税金を納めること」ですが、月次決算の目的は「1年間の経営目標達成に向けた進捗速度が適切かを把握する」ことにあります。

あわせて年度決算の損益予測を早期に把握することができ、次年度の目標を上方修正・下方修正すべきかの意思決定を早めにおこなうことが可能となります。そして、精度の高い決算をおこなうことが求められています。「3か月ごとの決算でさえ、領収書の記載が不鮮明なときに「何のために使ったお金か」を思い出すのに時間がかかることがあります。月次決算はこうした問題を防ぐことになり、その月の売上や支出を正確に把握することにつながります。さいごに、月次決算によって、帳簿の整理を確実におこなうことが可能になります。全事業所の所長および会計担当者は、月次報告について、財団の会計処理のなかで非常に重要な事項だということを認識しておいてください。

## 5. 今一度、私たちの「強み」・「弱み」・「脅威」・「機会（チャンス）」の分析を試みよう。

<b>弱み</b>	<b>強み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団としての一本化の必要性和重要性の理解が十分に出来ていないこと</li> <li>・そのためガバナンス（統治）機能が不十分であること</li> <li>・「ほう・れん・そう」がなく、事業所で勝手に決裁することが常態になっている</li> <li>・月次決算が出来てない事業所があり、全体の毎月の振り返りが出来ないでいる</li> <li>・資金の一本化が出来ていなくて、適切な運営が出来ないでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日自労の先輩たちの伝統を引き継いで高齢者が元気な間いつまでも働ける職場であること</li> <li>・公益財団法人であることで社会的信頼度が高く、ホームレスなどの生活困窮者自立支援を展開しており、社会的共感を得る事業をしている</li> <li>・職業訓練などで就労支援をしている</li> <li>・北海道・本州・九州と全国展開している</li> <li>・建交労とともに歩んでいること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金・医療・介護・生保の改悪等社会保障の後退の上に、2019年10月から消費税10%で国民の生活は苦しくなっている</li> <li>・随意契約から競争入札になってきているところがある</li> <li>・貧困ビジネスによる民間簡易宿泊の増がありホームレスの減がある</li> <li>・外国人労働者（低賃金に抑えた）の導入が促進されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年々高齢者が増えている</li> <li>・年金だけでは暮らせない社会になっており、短時間でも仕事を求めている高齢者が増えている</li> <li>・格差が広がり、中間層が減り、貧困層が増えている</li> <li>・ゴミ屋敷、遺品整理などの仕事がある</li> <li>・生活困窮者自立支援法の活用がある（公益だからこそそのチャンス）</li> </ul>
<b>脅威</b>	<b>機会</b>

### 導き出される私たちの使命（ミッション）は何か？

- ・第一に、元気な高齢者にいつまでも働ける場を提供すること。
- ・第二に、介護・清掃・無料職業紹介の事業を拡大していく、機会があれば宿泊の再開。
- ・第三に、公益財団の運営を一本化し、本部機能を十分に発揮すること。
- ・第四に、やりがい、生きがいをもって、毎日楽しく働ける職場を作っていくこと。

## 6. 予算のつくり方

### 1) 2021年11月実績を暫定基準にして年間予算を組む

- ・次年度予算を検討するにあたって、最も近い月になることから11月を参考にする
- ・収入の流れ、人員の状況などが年度当初と違ってきていることが多いことから

## 2) 2021 年実績をもとにして、月別予算を組む

- ・月別予算は平均化したものを月別に一律化したものから、月ごとに明確になっているものを加えて、月ごとの凸凹をつけていく
- ・年間スケジュールと合致させていくこと（収入および支出の増減）
- ・診療報酬改定の動向から、増あるいは減を想定した数量計算にしていく
- ・増収 1%、支出減 1% で予算を作成する。

## 3) 本部の運営費について

2022 年度は

会議等本部運営に必要な金額（2020 年は 400 万円）

MJS 会計ソフト分、税理士顧問料

財団創設 60 周年記念事業関連

新たに本部での勤怠管理や給与計算のシステム化

財団データの保存システムの新規構築の予算を合算して

暫定予算として 400 万円を収入比率で分担して頂く

## 6. その他—中期的視点でめざすこと

- ・内閣府の指摘にある法人一本化が最大の課題です。具体化として資金の一元化、本部からの給与支給をめざします。  
懸案である全事業所の職員の給与を本部から支給することをめざして準備を進めていくとしたが、準備が追い付かないのが実情です。実施時期は、全事業所が一本化で足並みをそろえていくようになったときのこととなります。
- ・財団本部に毎日職員がいる状況を作っていく努力をする。  
火曜日、木曜日に職員の導入は、現状の財政状況では不可能。  
常勤職員の配置をするためには、本部への資金の集中が必要です。

以上の提案に対して、確定している本部費を計上した結果、前年比を引き下げる結果になったことに対して、池田理事、角田理事より今後の財団運営給与ソフトや情報管理等についての運営費が不足する、新年度の新規構想を加味した運営費が必要との意見が出された。涌井常務理事より新規構想は実現する前提で見直し、盛り込むとの報告がされた。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

## 第 4 号議案 第 28 回評議員会開催の件

涌井常務理事から第 28 回評議員会開催について提案された。

開催予定は 2022 年(令和 4 年)1 月 22 日 午後 1:00~

第 1 号議案 第 39 回理事会、第 40 回理事会以降等近々の報告の件

第 2 号議案 2021 年度上半期の結果と監査報告の件

第 3 号議案 2022 年度予算作成にあたっての件

第 4 号議案 第 41 回理事会開催の件 2022 年(令和 4 年)3 月 9 日

第 5 号議案 第 29 回評議員会開催の件 2022 年(令和 4 年)3 月 25 日

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

## 第5号議案 第41回理事会開催の件

涌井常務理事から第41回理事会開催について提案がされた。

開催予定 2022年(令和4年)3月9日 午後1:00～

第1号議案 第40回理事会以降、第28回評議員会等近々の報告の件

第2号議案 2021年度第三四半期の結果と監査報告の件

第3号議案 2022年度事業計画(案)の件

第4号議案 2022年度予算(案)の件

第5号議案 中期プロジェクト計画(案)の件

第6号議案 育児介護規則改定の件

第7号議案 第29回評議員会開催の件 2022年(令和4年)3月25日

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後3時45分に閉会を宣言し散会した。

2021年(令和3年)12月10日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議 長 代表理事 神田 豊和 (印)

監 事 小太刀 美津枝 (印)